



□■□ 事故防止メルマガ「Think」/Vol. 293

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

//INDEX////////////////////////////////////

- 1・「安全運行のためのWEBセミナー4」配信開始のご案内
- 2・2024年3月前半の安全管理ごよみ
- 3・安全管理法律相談～アイスバーンでスリップして対向車と衝突しました
- 4・交通事故の裁判事例～事故の被害を鑑み、素因減額3割を認定
- 5・今日の朝礼話題～自然発車した車を止めようとするのは危険です
- 6・【好評発売中】小冊子「安全運転朝礼話題集」

////////////////////////////////////

■「安全運行のためのWEBセミナー4」配信開始のご案内

大変ご好評をいただいております「安全運行のためのWEBセミナー」ですが、このたび第4弾の配信を開始しました。

今回も、前回に引き続き事業用自動車のコンサルティング会社Lps安全企画の町田慶太様（元サントリーロジスティクス安全担当責任者）にご登場いただき、「行動確認2K 日常業務実態の見える化」をテーマにご講演を頂きました。

いつでも何処でも無料でご視聴いただけますので、お時間のある時にぜひご覧いただき、御社の安全運行にお役立ていただけると幸いです。

ご視聴はこちらから



<https://x.gd/Sfxtb>

■3月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（金）～7日（木）
——車両火災予防運動（春季全国火災予防運動）（消防庁・国土交通省）
- ◆1日（金）～31日（日）
——自殺対策強化月間（厚生労働省）
- ◆4日（月）
——第17回交通科学シンポジウム開催（日本交通科学学会）
- ◆7日（木）

——消防記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2024/02/13/kongetsu-untentkanri-2024-mar/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第121回「アイスバーンでスリップして対向車と衝突しました」

【質問】

冬道になれない運転者がアイスバーンでスリップし、対向車線に進入し走行してきた車と衝突しました。幸いにもお互い低速走行でしたので、命に別状はありませんでしたが、相手先からは「しっかりと冬道の運転方法を指導しているのか！」などと厳しく問い詰められています。正直、冬道の運転方法は指導していないのですが、指導の有無によって事業所の責任は変化するのでしょうか？

【回答】

事業所の従業員が第三者に損害を与えた場合、事業所は、使用者責任（民法715条）、及び運行供用者責任（自動車損害賠償保障法3条）を負います。

これらの責任は、従業員である運転者の過失により被害者に損害が生じた場合には、免責されるべき事情が無い限り、基本的に認められるものであり、事業所が従業員である運転者に対して行っていた指導の有無だけで大きく変わることは少ないと思われます。…

【続きを読む↓】

<https://x.gd/3brxN>

■交通事故の裁判事例

今回は、赤信号で停止していたタクシーに後方から普通乗用車が衝突した事故で、タクシー運転者の入通院治療費と事故との間の相当因果関係が争われた事例を紹介します。

『事故の被害状況から大きな傷害を負うとは考え難いとして、素因減額を認定』

【事故の状況】

平成26年2月20日午前5時52分ごろ、名古屋市の道路上で、赤信号で停止していたタクシーAに、後ろから普通乗用車Bが衝突しました。

この事故で運転者のAは頸椎捻挫、左膝関節捻挫、両肩挫傷などの傷害を負い、5つの病院に入通院（C病院入院28日、実通院92日、その他病院入院計3日、実通院計35日）しました。

Bは、事故によるタクシーの損傷が極めて軽微であることや、またC病院入院時の血液検査の結果から入院原因の疼痛は高尿酸血症や痛風発作によるものと考えられること、さらに通院の一部は事故から2年以上経過してから受診していることなどから、Aの既往症や素因が損害を拡大させたとして、入通院治療費と事故との間の因果関係について素因減額の適用を主張しました。

Aはこれに対し、入通院治療はいずれも事故によるものであり、とくにC病院で症状固定と診断されるまでの症状経過や治療期間は事故によって発生する程度を超えるものではないから、C病院における治療については素因減額をするべきではないと反論しました。

【裁判所の判断】

「事故によってAが頸椎捻挫、左膝関節捻挫、両肩挫傷の傷害を負ったとして特に不自然なところはないから、C病院における入通院治療と事故との間には相当因果関係があるものと認めることができる」

「もっとも、事故の態様や、タクシーの損傷が軽微であること、タクシーに乗っていた乗客が通院をした事実は確認されていないことなどからすると、事故のみによって入院や長期の通院を要するような傷害を負うとはにわかには考え難い」

「C病院での入通院治療については、左膝の症状につき高尿酸血症や通風の影響があったことが認められるほか、事故後に変形性頸椎症等が憎悪した可能性も否定できない事情によっても（中略）素因減額において考慮するのが相当である」

とし、素因減額の割合を3割と判示しました。また、C病院以外の入通院治療については、すべて事故との相当因果関係を否定しました。

（名古屋地裁 令和2年7月17日判決）

■今日の朝礼話題

『自然発車した車を止めようとするのは危険です』

さる2月8日午後1時頃、広島市内で勝手に動き出した送迎バスの下敷きになり、男性が死亡する事故が起きました。

警察によると、死亡した男性は何らかの原因により自然発車した車を止めようとしていたとのこと。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/03/06/tw-sizen-hassya-kiken/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/about/>

■ 【好評発売中】 冊子「安全運転朝礼話題集」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

WEBサイトで大変ご好評を頂いている「今日の朝礼話題」の中から、特に日々の朝礼で使用しやすいものを厳選して一冊の冊子にまとめました。

内容も、「交通ルール」「安全運転の知識」「トラブル対処法」など多岐にわたっており、日々の朝礼での話題に困ったときにお手元にあればすぐにご利用いただける一冊となっています。

また、運転者の方が読んでも安全運転の知識がつく内容となっているため、ぜひ事業所での安全意識向上にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://x.gd/bU9mW>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和6年2月16日送信)

★X (旧ツイッター) アカウントを開設しました。是非、一度ご覧ください！
<https://twitter.com/thinkshuppan>

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■